相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区大野木四丁目七七番地二、最後の住所名古屋市西区大野木二丁目一八〇番地サンコーハイツⅡA棟一〇二号
被相続人　亡　辻　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックス二階安井・宮田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細溝耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区加茂川筋上ノ口上る菊屋町三六九番地、最後の住所京都市西京区山田四ノ坪町八四番地　被相続人　亡　山村　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六二〇　ＣＯＣＯＮ烏丸八Ｆ
相続財産管理人　司法書士　太田　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市七〇七番地、最後の住所大阪府吹田市昭和町五番一八号
被相続人　亡　浪花　廣枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル二階
相続財産管理人　弁護士　和氣　良浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区聖天下一丁目二三番地、最後の住所大阪府松原市東新町四丁目一七番三四号　被相続人　亡　野内　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
大阪府堺市堺区中安井町三丁四番一〇号堺東八千代ビル四Ｄ
相続財産管理人　伊藤　博英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県飾磨郡夢前町前之庄一番地八三、最後の住所兵庫県加西市北条町古坂一一七三番地の一二　被相続人　亡　中谷　瞳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
兵庫県小野市神明町一九九番五号　塚脇ビル一階
相続財産管理人　弁護士　渡瀬　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市呼松一丁目五九九番地、最後の住所岡山県倉敷市呼松一丁目一一番一六号
被相続人　亡　中田　睦美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
事務所岡山市北区蕃山町三―七　両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市吹上町入来七七〇番地、最後の住所岡山県井原市西江原町一五六二番地の七　被相続人　亡　森山　一信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
事務所岡山県岡山市北区番町一丁目五番五号おかやま番町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　曜生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島田熊町六六九番地、最後の住所広島県三原市明神一丁目八番二三号
被相続人　亡　岡野　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
広島県尾道市新浜一丁目一三番二二号ＬＳビル一階　相続財産管理人　島本　誠三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区下富野四丁目八四八番地、最後の住所福岡市南区弥永四丁目一番七五―一〇一号　被相続人　亡　箱崎　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
福岡市南区弥永団地一五番一〇六号
相続財産管理人　司法書士　永田　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区中川町四番地一、最後の住所北九州市若松区迫田町一二番三―一〇二号　被相続人　亡　中島由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿野　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区東山二丁目一一四七番地、最後の住所佐賀県佐賀市本庄町大字袋一二六番地城南団地二二一
被相続人　亡　原　田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日
佐賀県佐賀市川副町大字早津江二一三番地一　ビオス川副Ｂ一〇三号室
相続財産管理人　司法書士　宮﨑雄一郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月三十日
一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市千種区平和公園一丁目
一、墳墓等の名称　日蓮宗蓮勝寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　伊藤家先祖代々之墓・伊藤義定、大橋家之墓・大橋庄七・大橋くわ・大橋猛、高木家之墓・高木秀子・高木四郎、大井家之墓・大井正・大井ひで子、以上計四基
一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市千種区池上町二―三九　宗教法人蓮勝寺　住職　犬飼　盛勝

一般社団法人設立のお知らせ

平成二十七年七月十五日水戸地方法務局にて設立登記を完了し、一般社団法人防火防災アドバイザーが発足いたしましたので、お知らせいたします。

平成二十七年九月三十日
茨城県牛久市南七丁目一一番一三号
一般社団法人防火防災アドバイザー
代表理事　横山　松夫